

令和4年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和4年8月21日（日）
【開会】 10時00分
【閉会】 11時21分
【場所】 川崎市総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	委員 野村 浩子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
学校教育部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹觜 将行	
指導課長 古俣 和明	総合教育センター総務室長 小嶋 健司
指導課担当課長 五味 博	カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲
支援教育課長 末木 琢郎	カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和
指導課係長 新津 尚之	カリキュラムセンター指導主事 山中 美奈子
指導課職員 中尾 真惟	カリキュラムセンター指導主事 川城 晴奈
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 平田 陽介	

【署名人】

委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
----------	---------

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から11時30分までといたします。

3 傍聴 (傍聴者31名)

【小田嶋教育長】

本日は、令和4年7月19日の教育委員会定例会にて、「川崎市教育委員会会議規則」及び「川崎市教育委員会傍聴規則」に基づき、傍聴人の定員を62名といたしましたが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、「川崎市教育委員会傍聴人規則」により、傍聴する際は、議事に対し批評を加え、また、可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には、退室していただきますので、御了承ください。

また、ロビーにて傍聴する方につきましても「川崎市教育委員会傍聴人規則」の規定に従って傍聴いただきますよう御協力をお願いいたします。

4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員をお願いいたします。

令和5年度使用教科用図書の採択までの経過・採択について

【小田嶋教育長】

議事に入ります前に、教科用図書の採択までの経過について確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、初めに、令和4年4月19日に御承認いただきました「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針」について、再度、簡単に御説明申し上げます。

資料となっております1ページを御覧ください。

「2、採択の基本的な考え方」の「(1) 採択の権限」でございますが、2行目、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和5年度に使用する教科用図書を採択いたします。

また、採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。

2ページを御覧ください。

「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行ったものでございます。

3ページを御覧ください。

「3、教科用図書の調査審議」の一番下段にあります「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。1点目は、「学習指導要領との関連」。4ページにお進みいただきまして、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

「4、教科用図書の採択手順」でございます。高等学校、並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、8ページと9ページにフロー図を示してございますので、適宜御確認いただければと存じます

次に、これまでの調査研究、審議の経過について御説明いたしますので、10ページの「採択スケジュール」を御覧ください。

初めに、本年4月19日の教育委員会会議におきまして、採択方針、採択に係る諮問について御審議いただきました。

これを受けまして、4月25日に、第1回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたしました。また、調査研究会でございますが、高等学校の調査研究会等において教科用図書の調査研究を行いました。

6月10日から8月3日にかけては、広く市民の方々に教科用図書を御覧いただくため、

総合教育センターなど8会場におきまして教科用図書展示会を開催し、176件の意見をいただいたところでございます。

4月25日、7月20日には、教科用図書選定審議会を開催いたしまして、調査研究会の報告を参考に、教科用図書の審議を行いました。また、審議結果につきましては、教育委員会に答申したところでございます。

次に、11ページを御覧ください。

こちらは、先ほど説明いたしました、教科用図書展示会の来場者数及び各会場でいただいた意見の件数をまとめたものでございます。

以上がこれまでの教科用図書採択に係る経過報告でございます。

一方、既に教育委員の皆様には、お忙しい中、教科用図書に何度も目を通していただいているところでございます。

また、教科用図書選定審議会からの答申や審議会内で出ました意見、各学校からの報告を取りまとめた調査研究報告書、全ての教科用図書に関する調査研究報告書及び教科用図書展示会アンケートにつきましても、事前に十分に参考にしていただいているところでございます。なお、アンケートにつきましては、内容を要約せずに、そのままの形で御覧いただいております。

本日は、小学校の教科用図書の採択に始まり、中学校の教科用図書、川崎高等学校附属中学校の教科用図書、高等学校の教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の順で採択をお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明により、教科用図書採択方針に基づいた採択手順を確認いたしました。

採択手順について、御意見や御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、昨年度も審議に入る前にこの場で、それまで我々、皆で共有してきた点について改めて確認しましたが、今年度も野村委員が新しく入っていますので、いくつかの点を共有したいと思います。

令和になってから4度目の教科書採択になるわけですが、新学習指導要領の小中学校での全面实施。高校では年次進行での実施と重なっていることから、また、GIGAスクール構想の推進によって、ICT環境が非常に大きく変化するなど、学習の内容、また、学習の方法等も大きく変わっていく中での採択であるということで、教科書内容や形式もかなり変わってきていると。高校では新しい教科ですとか、教科の再編などもあって、採択のそれぞれの段階でも、そのような状況を十分に意識した調査・研究を皆様にしていただけてきました。そのような状況の下で、昨年度までに共有したことを確認したいと思います。

1点目は、GIGAスクール構想のことも述べましたが、一人1台端末によりまして、その有効な活用が教科の学習を充実させる大きなポイントになるでしょうし、そのようなICT環境のより積極的な活用という視点からも教科書を調査することが必要だということ。

2点目として、教員の仕事の進め方、働き方改革の観点からですが、今までに使い慣れている教科書が変わることにより、教員の負担増という視点も考慮する必要があつて、これまでの教材研究や教科研究の成果、また、資料やプリント等を新指導要領に合わせて改善しながら活用していくために、現行の教科書の継続という視点も必要だということ。そして、そのような意見が、

声が現場からも聞こえてきているということ、こういったことも確認しました。

3点目としまして、特に社会科の教科書が教科書採択のときに話題になることが多いですが、昨年度も追加で検定に合格しました中学校社会科の教科書について審議した際にも確認したことです。生徒が多面的、多角的な視点を持って社会現象について自分なりの考えを深めていけるように、社会的実証がバランスよく配置され、多様な考えが引き出されること。これは社会科に限ったことではないと思いますが、そのように児童生徒が多面的・多角的な視点で物事を捉え、考えられるような教科書を、また、そういった授業を大切にしていきたいというのが3点目です。

もう一つ、今まで教科書に関わる請願審査ですとか、また、昨年度の高校教科書採択の際にも確認しましたが、教育委員会としての採択基準にのっとった上ではあります。基本的に各学校の実態、専門学科の特性など、生徒の状況を一番よく把握している現場の考えを大切にしていきたいということ。

このような4点について、今回も改めてこの場で共有したいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

今回は、小中学校に関しては、基本的に昨年採択したのと同じ教科書を採択することになりますが、高校については新指導要領の年次進行、2年目への対応ということで、委員の皆様方には、昨年同様、高校の学習の変化という観点からもいくつかの教科について、その変化等を見ていただいていますので、本市の高校教育についての期待などもお聞きしたいと考えております。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

小学校教科用図書から順に、特別支援学校及び特別支援学校教科用図書まで、順に採択を行うことといたします。

本日は先ほどの説明や審議会の答申書、調査研究報告書等を踏まえ、教育委員会独自の視点で審議し、教育委員会がその責任と権限の下、教科用図書を採択してまいります。新学習指導要領や「かわさき教育プラン」、そして、各委員が特に重視している独自の視点なども適宜示していただきながら、御意見を伺っていききたいと思います。

5 議事事項

議案第19号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

それでは、「議案第19号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、議案第19号「令和5年度使用 小学校教科用図書の採択について」御説明申し上

げます。

小学校につきましては、令和5年度使用教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられておりますが、毎年採択を実施することとされているため、採択を行うものでございます。

そのため、本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針において定めたものでございます。

なお、令和5年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明では、令和5年度使用小学校教科用図書は、法律に基づきまして、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。

御質問等はございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、議案第19号は議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第19号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第20号 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第20号 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

議案第20号でございます。

中学校につきましては、令和5年度使用教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられておりますが、毎年採択を実施することとされているため、採択を行うものでございます。

このため、本年度におきましては、現在使用している教科用図書と同一のもので、採択を行うことについて、令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針において定めたものでございます。

なお、令和5年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま御説明いただきましたとおり、小学校と同様に、中学校の教科用図書も法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

来年度は小学校、再来年度は中学校ということで採択になっていくんですが、先日スクールミーティングに行った際にも、中学校の教員から、現行の教科書の使い勝手等はいかがですかというような声を聞いたりして、大変参考になったかなと思いますので、来年度の小学校の採択に向けては、またそういった機会ですとか、現場の使い勝手の声等を拾っていけるようなことを考えていきたいと思いますので、そういう方向で進めたいと思います。

それでは、議案第20号は議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第20号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第21号 令和5年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第21号 令和5年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、議案第21号「令和5年度使用 川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましては、公立の中学校で、学校教育法第71条の規定により、高等学校における教育と一貫した教育を施すものについては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、採択地区とは別に、学校ごとに、種目ごとに採択を行うものと規定されておりますので、議案第20号とは別に採択を実施いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明では、川崎高等学校附属中学校における令和5年度使用教科用図書は、法律に基づき、採択地区とは別に、学校ごと、種目ごとに教科用図書を採択することができるということでした。

それでは、委員の皆様からの御質問等があればお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、議案第21号は、議案第20号の令和5年度使用中学校教科用図書の採択と同様の教科用図書を採択することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

議案第21号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第22号 令和5年度使用高等学校教科用図書の採択について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第22号 令和5年度使用高等学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、議案第22号「令和5年度使用 高等学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

高等学校の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の適用を受けないため、学校が教科用図書目録に記載されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

初めに、議案第22号の「令和5年度使用教科用図書採択の観点(高等学校)」を御覧ください。

こちらは、各学校に設置され、教科ごとに全ての教員で構成された「校内調査委員会」において、各学校の学校目標や教育方針等に即し、各教科の「教科目標」や「育成したい資質能力」などを示したものでございまして、この採択の観点に基づいて、各学校の特色や実態に応じた使用教科用図書採択候補の検討が行われております。

次に、「令和5年度使用教科用図書採択候補一覧」を御覧ください。

こちらは、「校内調査委員会」におきまして、選定候補として調査研究した調査結果報告書及び各学校で教科ごとに選任された教員で構成される「調査研究会」で作成した調査研究報告書を基に、学校長を長とした「校内採択候補検討委員会」において作成されたものでございます。

複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に○印をつけたものとなっております。

いずれの資料につきましても、教科用図書選定審議会において審議され、最終的に教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の採択を行うこととしております。

以上、議案第22号につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

今、説明にありましたように、高等学校の教科用図書につきましては、毎年度、各学校が、教

科用図書目録に登録されたものの中から採択候補を複数選定し、その中の一つに○印をつけて候補を示しているということです。基本的には学校現場の考えを尊重していくということを、本日審議の前にも確認いたしました。

教科用図書選定審議会でも色々な意見が出ていたと思いますので、いくつか紹介してほしいと思いますが、お願いいたします。

【古俣指導課長】

それでは、資料の12ページに、令和5年度教科用図書選定審議会の意見等の一覧等がございますので、そちらを御参照いただければと思いますが、主な意見として御紹介させていただくに当たりましては、12ページ上段、高等学校となっておりますが、三つの分科会がございますが、真ん中の校長分科会、黒丸の一つ目でございますが、川崎市立高校は全日制、定時制合わせて9校あるが、どの学校も生徒の実態や興味・関心に応じた教科書を適切に選んでいるといった意見をいただいているところでございます。

また、学識者分科会のほうで、黒丸の五つ目でございますが、同じ会社の中でも厚さや内容が違ったものがあり、生徒の進度や興味によって教科書を選べるようになってきているところもよいというような意見をいただいているところでございます。

13ページに参りまして、全体を通した意見でございますが、学識者分科会の黒丸の2番目でございますが、高等学校については、学校ごとの特色、それぞれの学校のスクールポリシーに基づいて、教科書はどれがいいというのは、現場の先生方の意見が非常に大切になってくるといった意見をいただいているところでございます。

また、黒丸の四つ目になりますが、川崎市が何を目指しているのかということをごきちん踏まえ、教科書選定を進めていただければと思うといった意見がございました。

主な意見ということで御紹介させていただきました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました

今、紹介していただきましたように、審議会でも学校や学科ごとの特色や、スクールポリシーに基づいて、現場の教員の意見を大切にして選んでいるということ、また、生徒の実態や興味、関心に応じた教科書を適切に選んでいるなどの意見が出たということで、本日、審議の前にみなさんで確認したこととも重なると考えております。

各学校の校内採択候補選定委員会が丸をつけて挙げてきた教科書を認めていく方向でいきたいと思いますが、議決の前に、初めにもお話ししましたように、高校の学習に対する期待などもあれば、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

御説明どうもありがとうございました。

今年度というか、今回、国語の教科書を拝見しまして、論理国語と文学国語に分かれていることが分かりました。論理国語のほうですが、執筆者の方たちを見ると、圧倒的に男性が多いんですね。私は今の仕事の中で、男女共同参画とか、ジェンダーの平等みたいなことをやっているん

ですが、論理思考文を書く方は、まだまだ女性の執筆者が少ないのかもしれないんですけど、この辺りの取上げ方等も現場でどのようにしていくのかなということが少し気になったところです。

それから、論理国語と文学国語、これを全ての生徒が勉強するわけではないと思うんですけども、論理国語は非常に大事だと思います。ただ、論理国語だけを勉強して、文学的なものに触れないで高校生活を終わってしまうということがもしあるとすれば、ちょっと気になったなというところです。

一つ目はこの意見というか、質問というかをさせていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

御質問ということで。

【岩切委員】

そうですね。現場で取扱いのときに。

【小田嶋教育長】

はい。では、色々話題になっていますけれども、論理国語、文学国語のこと。その扱いについて、お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

現代の国語と、それから言語文化、こちらは1年生や2年生で必修で行うものですが、それを受けましての選択科目としての論理国語、それから文学国語という扱いになっております。

論理国語のほうの取上げ方については、執筆者が男性であるとか、女性であるとかというところも男女参画とかジェンダーのことを踏まえて、現場の先生方でもきちんと取扱いのところは十分注意されて、丁寧に扱われていると思います。

また、論理国語と文学国語ですが、論理国語は全日制5校、それから、定時制は川崎総合科学の定時制以外の3校で、計8校で全員履修という形で論理国語は履修するものとなっておりますが、もう一方の文学国語に関しては、学校によっては生徒が全員それを履修するという形ではなく、設置している学校もございますけれども、それぞれ教育課程に基づいて設定されているということでありますので、その部分に関しては、また学校のほうでも丁寧に論理国語で勉強して、文学国語という科目が設定されていなくても、それをきちんと国語の力の部分として勉強させるような形で、各学校で工夫して取り組まれるかとは考えております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

今回、高校の教科書で国語のことは非常に大きく話題になっていて、私も関心を寄せたところですけど、今、論理国語、文学国語のことで御質問という形でいただきましたけど、それに関して他の委員から御意見等は。

野村委員、お願いします。

【野村委員】

ありがとうございます。野村です。

今の岩切委員の御意見とも関連しているんですけども、論理国語の筆者が女性、男性というところはもちろんあるんですけども、読み進めていくうちに、かなり論理的なだけあって、読んでいて自分が説得されてしまうような感覚に、正直なところ陥ったというか、そういう感覚がありました。

そうした何らかの主張や、はっきりした意味合いがある文章を扱う分、出版社の方のセレクトですとか、筆者の方の思いを若ければ若いほど受けやすいのかなというところを感じましたので、教科書はあくまで考える材料として使っていただくというか、自分自身に問いかけたりですとか、他のクラスメイトはどういうような意見を持っているのかとか、互いの思考をめぐらすような授業展開によって、そこがバランスが取れるのかなと思いました。

あと、單元ごとに学びの狙いが書いてあるというのは、すごく先生方にとっても分かりやすく使いやすいのではないかと思います。

これも、でも一方で、あまりに狙いが明確過ぎると、それを受け取る生徒たちもこれはこういうものを学ぶためにあるんだと誘導されてしまう部分もあるのかなと。何も知らずに触れたからこそ興味が自由に広がる部分というのもあるので、バランスがとっても難しいんですけども、教材に対してどう触れていくかというところで、先生方もあまり誘導的にならないように、でも目的は果たせるような、ちょっと難しい注文なんですけれども、そのような授業展開を期待しております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

岩切委員はよろしいでしょうか。

【岩切委員】

国語ではないですけど、よろしいですか。

【小田嶋教育長】

はい。教科で。

【岩切委員】

今回、現場の先生方が選ばれた教科書がどんな形で選ばれているのかなということを確認というか、見させていただきました。その中で特に私が専門としてきた理科の中でも生物を拝見させていただきました。

各学校のポリシーというか、教育目標について、この教科書採択の観点というところに書かれていたんですけども、学校の掲げている教育方針、学校目標と、それからゴールにしているようなところ、ここは理科というふうに書いてありますけれども、その内容、そして、選ばれた教科書というのが非常に合致しているなということを確認させていただきました。

今、本当に最先端の記述まで入っているんだなということも確認させていただいて、特に今、コロナで皆さんもう毎日聞いているPCR法であるとか、ES細胞、iPS細胞とか、かなり難

しいものも取り扱っていて、子どもたちの科学に対する興味であるとか、そういったところも掘り下げられるし、そして、学校が掲げているゴールのところですね、それに見合ったものを選ばれているなというのを各学校で確認させていただきました。

現場の先生方は、本当に多くの教科書がある中で、本当に的確に選ばれているなということを実感したので、感想として述べさせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他の委員はいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

二つ意見を述べさせていただきたいと思います。

一つ目は、民法の改正によって、本年の4月から成人年齢が18歳に引き下げられたということもあって、政治経済の分野では、各社、18歳の成人に関する話題が掲載されていまして、色々な社会的な、あるいは政治的な部分が非常に身近なものになってきているのかなと思いました。

18歳からの社会参加というページですとか、消費者問題を扱う中での未成年者の取消権、あるいは取得可能なパスポートの有効期限が延びる、そういったことで、社会で求められる資質であるとか能力を養っていく重要性がクローズアップされていると感じましたので、採択される学校では、充実した授業を行っていただきたいなというのが一つですね。

それから、二つ目は、いくつかの学校では国際感覚を養おうであるとか、国際社会に視野を広げようという教育方針や学校目標が掲げられておりまして、国際感覚を養う上では外国語というのは重要な部分かなと感じています。

教科書の中には、海外で活躍する日本人のスポーツ選手の紹介がされているものであるとか、野球の大谷選手ですとか、プロバスケットボールの八村選手ですとか、生徒に興味を引く取扱い、トピックを扱っている教科書もありますので、とてもいいことだなと思います。

それから、7月にスクールミーティングで小中学校の英語のクラスを見学させていただきました。先生も、それから生徒も本当に楽しそうに英語のやり取りをしまして、音楽であるとか、映像であるとか、あるいは歌を使って、英語でのコミュニケーションがうまく取れている印象を持ちました。自分たちが受けた英語の授業とは全く様変わりしているという感想を持っています。

審議会のほうでも、英語の教科書のQRコードで発音であるとか、いろいろな英語のやり取りが見られて非常にいいことだという意見もございまして、コミュニケーションを図る上でこれから小中学校の英語教育というのは期待できるかなというふうに感じています。

そういう観点から、高校生からはディベートであるとか、あと、発信力の向上にも取り組んでもらいたいと思っております。英語では発信力に特化した科目、論理、表現が新設されて、内容も議論の組立てであるとか、プレゼンテーションの作成基礎など、充実している印象を持ちましたので、こうした教科書を十分に役立たせて、コミュニケーション、プラス、ディベートであるとか、プレゼンテーション能力というのもぜひ向上させていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御意見ということでしっかりと受け止めていきたいと思えます。

他の委員はいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

ありがとうございます。

私の場合は、まず、地理、歴史の授業というのは、昔から扱う知識量が非常に多くて、また、多岐にわたっているということなんですけれども、このたび、2年次から探究という授業が入ってきて、特に地理探究、日本史探究、世界史探究という教科書を見ると、従来どおり、やはり知識の量は非常に多いんですけれども、ただそれを理解するだけではなくて、さらに様々な現象を深く研究するというレベルにまで高まっているということを感じたいと思います。

このテキストを上手に使ってあげれば、生徒たちはただ覚えるだけではなくて、思考力とか探求力、研究的な能力が身についていくのだなということを感じました。しかし、何分、授業時間は限られていますので、これらを全て扱うというのは非常に困難ではないかということも同時に感じました。ということは、適宜教育効果を考えながら、取捨選択して、それぞれの学校と先生方の考え方、そして、また力量が非常に問われてくると思っております。

この辺りについて、何々探究という教科書の有効な活用方法について、現場で何かお考えなどを持ってもらえるのであれば教えていただきたいと思えます。

【小田嶋教育長】

教員の力量とか指導力、新しい教科等が入ったり、考え方が入って、本当にその部分というのは課題であるのかなと思うんですが、探究については、来年度から始まる教科ですが、その辺の取組についてお答えできますか。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

地理探究、日本史探究、世界史探究は、今おっしゃられたように、来年度から新しく始まる科目でして、今年の、令和5年の使用の教科用図書でも採択候補の部分となっております。

こういった科目についてですが、それぞれの学校の地理、歴史担当の先生方がお互いに研究や研さんをして、指導計画を作成されて、それぞれの学校の生徒の実態を踏まえて、工夫した授業実践に取り組まれています。

また、川崎市立高等学校各教科等研究協議会というものがありまして、その地理、歴史、公民部会において、それぞれの学校の代表の先生が集まって、担当指導主事や、文部科学省からの新しい最新の利用法の伝達を受けたり、それぞれの学校の実践について情報を共有したり、協議を行ったりして、市を挙げて、よりよい授業実践に向けて取り組まれているところでございます。

【小田嶋教育長】

田中委員、よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。はい、もう一点。

【田中委員】

今度は同じ社会科系で、公民のほうなんですけれども、公共という授業ですね。これの教科書ですが、各社の教科書を見ると、今後の社会を担う、そして新しい社会をつくっていく、大人としてのですね、力を育成しようという気概が非常に強く感じられました。

例えばテキストの中で、色々、生徒に対して投げかけの言葉があるんですが、例を挙げてみると、選挙の投票率の低下を食い止めるにはどうしたらよいか。あるいは、観光地の食べ歩きの方法規制をどう考えるかなど、実際の社会運営における大事なポイントを押さえながら、生徒に考えさせようとしているわけですね。

ただ、教師は社会における様々な問題の専門家ではないので、これらの問題の議論に対して、的確な指導ができるかどうかということを見ると、やや心配になったりするわけです。

そう考えると、例えばそれぞれのテーマに関する専門家とか、実践家を授業に適宜招聘しながら、生徒たちに適切な議論をしてもらうような、そういう工夫が必要だと思いますので、既に色々な授業でゲストティーチャーなりを活用されていると思いますが、この公共については特にそのような工夫が必要と感じました。その辺りを十分考えていただけるとありがたいと思います。これは意見です。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

公共に限らずかもしれませんが、外部人材の活用ということをお願いしますという御意見かと思えます。

他にいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

意見を述べさせていただきます。選定に当たっては、各委員がおっしゃったように、現場の意見を優先するという形で選定されていて、とてもいいなというふうに思っております。

選定審議会の意見の、保護者分科会から出ているように、教科書が重いというような御意見がありましたけれども、同じように教科書展示会アンケート、私たち委員は全て読ませていただいておりますが、そこにも同じように教科書が分厚い。自分たちが使っていたときと比べて内容が非常に充実しているけれども、分厚くなっていて重いというような御意見もいただいております。

それから、石井委員が先ほどおっしゃったように、これからの時代というか、文科省が示しています令和の日本型学校教育にも示されていますように、国際感覚というか、国際社会の中で川崎の子どもたちがどう生きていくかという、その視点に立ったとき、先ほど石井委員が指摘してくださったんですが、たまたま私は8月17日に、国際バカロレア認定校のちょうど授業が始まるころ、入学のガイダンスに参加することができまして、日本で唯一の認定校だったものですから、アジアからいらっしゃる方が多かったんですが、そこで感じた印象は、日本人としてのアイデンティティが絶対に必要で、そのアイデンティティをしっかりと持っていないと、国際社会の中で対応できないだろうなというのを強く実感してきたところでございます。

そこら辺のところを踏まえすと、この教科書を通しながらも、川崎が大好きな生徒さん、こ

れを培っていただきたいなと思いました。

私からの意見でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

野村です。

岡田委員のお話にもあったように、国際化というところでいうと、今求められているのは、自分の意見を発信して、それを対話して、何か問題を解決していく力がどんどん必要になってくると思うんですね。それを中心的に養えるものの教科の一つとして、やはり今日も意見が出ていますが、公共というのはすごく大事だと思います。

もちろん先生方もたくさん工夫をなさっていると思うんですけども、知識というのは一方的に発信されて、生徒が受け取るというよりも、それを材料にして、いかに話し合っ、色々な意見から、多様な意見から面白さを感じたり、それに沿って、じゃあ自分はどうか考えるだろうというふうに自分に投げかけて、最終的に、さっきの食べ歩きをどうするかというお話もありましたけど、何か解決していく力につなげていく。そのためには意見交換の時間を十分に取ることによって学びが実っていくと、保護者としても感じています。

そういった活動はニュースを見ながら家庭でもできることではあると思うのですが、学校現場では知識を生徒に説明していく時間と、対話をしていく、話し合う時間という、そのバランスは現場ではどんなふうになっているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

知識を伝達していく部分ですとか、対話したり、話し合いをしたりしていくところのバランスがどうなっているかということですね。

では、お願いします。

【山中カリキュラムセンター指導主事】

今おっしゃったように、主体的、対話的で深い学びというものを実現するために、先生方のほうでも単元や題材などの内容のまとまりを見通しをして、例えば主体的に学習に取り組めるように学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして、自分の生徒自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか。対話によって自分の考えを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。また、学びの深まりをつくり出すために生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかというのは、そういった観点での授業改善を進めることが重要であるということはおっしゃってあります。

そういったものに対しては、各教科や各科目の目指す資質能力の育成に向けて、単元や題材などの内容や時間のまとまりをどのように構成するのかということにつきましては、各教科等の学習指導要領の解説ですとか、国立教育政策研究所から出ております、指導と評価の一体化のため

の学習評価に関する参考資料などを基にして、各学校で生徒の様子を見ながら、先生方が取り組まれております。

【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいですか。

他にはいかがですか。よろしいですかね。

ありがとうございました。各教科等についての期待する部分と御意見をいただきました。

高校は生徒たちが社会とつながる非常に近い位置にいまして、単なる知識や学力だけではなく、激しく変化していくこれからの予測困難な社会の中で、真に働く資質や能力を育て、高めていく。高校はそういう重要な場であるかと思えます。

大学受験という大きな課題との関係もありますので、色々本当に難しいところもあるんですが、本市の高校の先生方には、今いただいたような意見や要望も踏まえていただいて、生徒たちの未来を展望しながら、ぜひ新しい教科書をよりよく活用して、川崎の高校教育の充実に努めていただくことを期待したいと思えます。

それでは、議案第22号は議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第22号は議案書の一覧表のとおり採択いたします。

議案第23号 令和5年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第24号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第25号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第26号 令和5年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【小田嶋教育長】

次に、「議案第23号 令和5年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）」、「議案第24号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）」、「議案第25号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、そして「議案第26号 令和5年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」、これら議案4件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となりま

すので、議案4件を一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案4件を一括して審議いたします。

議案第23号から議案第26号の議案4件についての説明を、支援教育課長、お願いいたします。

【末木支援教育課長】

それでは、議案第23号から第26号につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきまして御説明させていただきますので、議案第23号から第26号資料と書かれました資料を御覧いただければと存じます。

「1、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律」についてでございます。教科用図書は、学校教育法第34条第1項の規定に基づく「検定済教科書」と呼ばれる文部科学大臣の検定を経た教科用図書、「著作教科書」と呼ばれる文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと規定されておりますが、特別支援学校、並びに特別支援学級におきましては、学校教育法附則第9条の規定に基づき、文部科学大臣の定めるところにより、「附則第9条図書」と呼ばれる学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができます。

これらの法律の規定に基づきまして、特別支援学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書は、次の「2、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類」の(1)から(3)までの3種類となるところでございます。

初めに、(1)でございますが、学校教育法第34条第1項の規定に基づく「検定済教科書」でございます。

(2)でございますが、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した「著作教科書」でございます。

(3)でございますが、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で、市販されております絵本等の一般図書や、下の学年用の検定済教科書、下の学部用の☆本、障害等のある児童生徒のための検定済教科書を原典とする拡大教科書及び点字教科書でございます。

次に、「3、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧」を御覧ください。こちらは、後ほど御説明させていただきますが、議案ごとに該当する学校をお示ししたものでございます。

特別支援学校、並びに特別支援学級で使用する教科用図書に関する説明は以上でございます。

それでは、各議案につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、議案第23号でございます。表紙を1枚おめくりいただきまして、上段のページには特別支援学校の小学部を、下段のページには特別支援学校中学部の検定済教科書の採択希望一覧でございます。

特別支援学校小中学部につきましては、検定済教科書を使用して教育を行う場合、本市市立小中学校と同一の検定済教科書を使用いたしますので、議案第19号、第20号にございます採択希望図書と同一の教科書の採択を行うものでございます。

続きまして、1枚おめくりをいただきまして、次ページ以降につきましては、高等部でございまして、特別支援学校高等部用の教科書目録は作成されておりませんので、文部科学省発行の令和5年度使用「高等学校用教科書目録」から、学校における調査研究に基づき、毎年度、使用する教科書を選定しております。

続きまして、議案第24号でございまして。

こちらは、文部科学省発行の「令和5年度使用特別支援学校用小・中学部教科書目録」に登載されております教科用図書を障害種別、小中学部別に一覧にしたものでございます。

議案書の1ページを御覧ください。

こちらの図書は、主に聴覚障害の児童生徒が使用いたします。上段の表は、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級において、言語指導を行うための教科用図書でございまして。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級において、言語指導を行うための教科用図書でございまして。

続きまして、2ページを御覧ください。

こちらの図書は、主に知的障害の児童生徒が使用いたします。上段の表は、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用の教科用図書でございまして。下段の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級用の教科用図書でございまして。知的障害を有する児童生徒の障害の程度は一律ではないために、教科用図書の学年指定は弾力化され、☆印の数で学習内容の程度を表しているところでございまして。

次に、議案第25号でございまして。

学校教育法附則第9条教科用図書は、特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級において、特別の教育課程を編成する際、検定済教科書、文部科学省著作教科書の使用が適当でない場合に使用するものでございまして、児童生徒の障害の状況や発達段階等に合った図書を採択する必要があるため、各学校の調査研究会で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しているところでございまして。

最後に、議案第26号でございまして。

こちらは、特別支援学校高等部で使用する学校教育法附則第9条教科用図書でございまして、議案第25号と同様に、各学校で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しているところでございまして。

以上、令和5年度に使用いたします、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について御説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

議案第23号から議案第26号まで一括して説明をしていただきました。

御質問等はございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

この特別支援教育については、それぞれ児童生徒の特性に応じて、文部科学省の検定済教科書、それから文部科学省の著作教科書、さらには第9条教科用図書という、かなり多様な選択肢があって、それを学校なり、先生方が適切を選んで、児童生徒の状況に合わせて使っていくということになるわけですが、この辺りは、やはりどのように選んでいくかということが大変な検討事項になってくると思うんですね。

それについて、何らかの各学校とか学級、先生方に対するテキストの選び方についての相談とか、情報提供とか、その辺りの体制をつくっておられるかということを確認したいと思います。

【小田嶋教育長】

はい。では、よろしく申し上げます。

【末木支援教育課長】

今、委員の御指摘にございました点についてお答えさせていただきたいと思いますが、特に附則第9条の図書というのは、一般に流通をされている図書が選ばれる場合が多くございます。したがって、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに合った本、適切な図書を選ぶためには、やはりその図書を実際に手に取って見た上で比較検討するということが有効、重要なと考えているところでございます。

これまでも図書の展示会というふうなことを実施してきたわけですが、やはり流通をされている図書というのは非常に数が多いので、今年度は新たな取組といたしまして、市内図書書店の御協力をいただきまして、昨年度本市であったり、お隣の横浜市、相模原市などで採択されました附則9条図書等の展示会を実施したところでございます。

現場のほうで、我々事務局の職員もいたわけですが、そこでお伺いしたお声の中には、やはり多くの図書を比較、検討できたので、とても図書の選定に今後役立ちますというような御意見をかなりいただきまして、好評だったのではないかなと考えているところでございます。

したがって、今回の取組なども踏まえまして、適切な教科用図書を選定するための支援の方策、取組についても引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

田中委員、よろしいですか。新たな取組もして好評を得ているということもありますので、他にはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

今、御説明いただきました教科書の選び方についてのところで関連しているんですけども、資料を拝見していると、本当に一人ひとりに沿った教科書を選ぶというのは、先生たちの御苦労はいかほどかなというふうに心を寄せて拝見していました。

この教科書の準備期間を考えると、少し先の子どもの成長を見越して、その子にとって必要な学びは何か、それができる教科書は何かを選ぶというのは、すごく高度な見取る力というのが必要になってくるかなと思います。

それというのは先生のある意味力量次第みたいなのところもありますし、先生にとって負担でもありますし、特に9条本というのはお話があったように、本当に数も無限にあるかと思いたいで、教科書の展示というのも一つの方法かとは思いますが、まずは、何を展示で見たらいいのかということも難しいと思いますので、こうした困り感とか、こうした力を伸ばしたいということに対して、こんな本を使ってきたよとか、そのデータの蓄積みたいなものが行われて、まずは簡単に検索できるようなシステムがあったりするとよいのかなと。

ここからはお願いでもあるんですけど、それが保護者も閲覧できるようなものであれば、家庭と学校とが連携して学びを取り組んでいけるかなと思うんですが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

それぞれの子どもの状況に応じた本をどのように選んでいくかというところでの課題はあるとは思いますが、お答えをお願いします。

【末木支援教育課長】

今、御意見も含めましていただいたかなということで、事務局としては受け止めてまいりたいと思いますが、今、田中委員の御質問にお答えをさせていただきましたが、展示会での紹介という取組とともに、野村委員のデータベース化のお話があったかと思えます。

データベース化までいかないかもしれませんが、やはり特別支援学級、学校等で附則9条本等を選ぶためには、参考となるように、前年度本市で採用、採択されました図書の一覧のリストというのは各学校に情報提供などをしてきた経緯もございます。

したがって、このような情報提供ですとか、展示会ですとか、これらの取組を踏まえまして、本日委員からいくつか御意見をいただきましたので、来年度以降の選定に対する各学校、教員への支援というところを考えまして、引き続きそういう取組を実施していきたいと考えているところでございます。

【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいでしょうか。

では、よろしくをお願いします。

他にはいかがですか。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。

田中委員、野村委員の御発言に関連すると思うんですが、文部科学省の著作教科用図書及び学校教育法附則第9条の図書を使用している学校は具体的にどのくらいあるか、お分かりになれば教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【末木支援教育課長】

今年度に採択があり、今回の会議におきまして採択を希望図書というふうに挙げさせていただきましたリストは、やはり児童生徒の教育的ニーズということで、主に在校生、今実際に学んでいる児童生徒のことを踏まえた上で、どんな教科書が適切かというふうを選んでいただいています。

令和5年度に、いわゆる入学する児童生徒というのは今現在では分からないわけですので、今の御質問で、令和4年度の状況ということで申し上げさせていただければと思いますが、いわゆる著作用教科書につきましては、小学校で12校、中学校で1校でございます。附則9条図書は小学校で60校、中学校で16校、特別支援学校で4校というようになっているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては1件ずつ行っていきます。まず、議案第23号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第23号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第24号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第24号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第25号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第25号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

次に、議案第26号について、議案書の一覧表のとおり採択してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第26号は、議案書の一覧表のとおり採択いたします。

6 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(11時12分 閉会)